

1. 事業のあゆみ

(1) 下水道とは

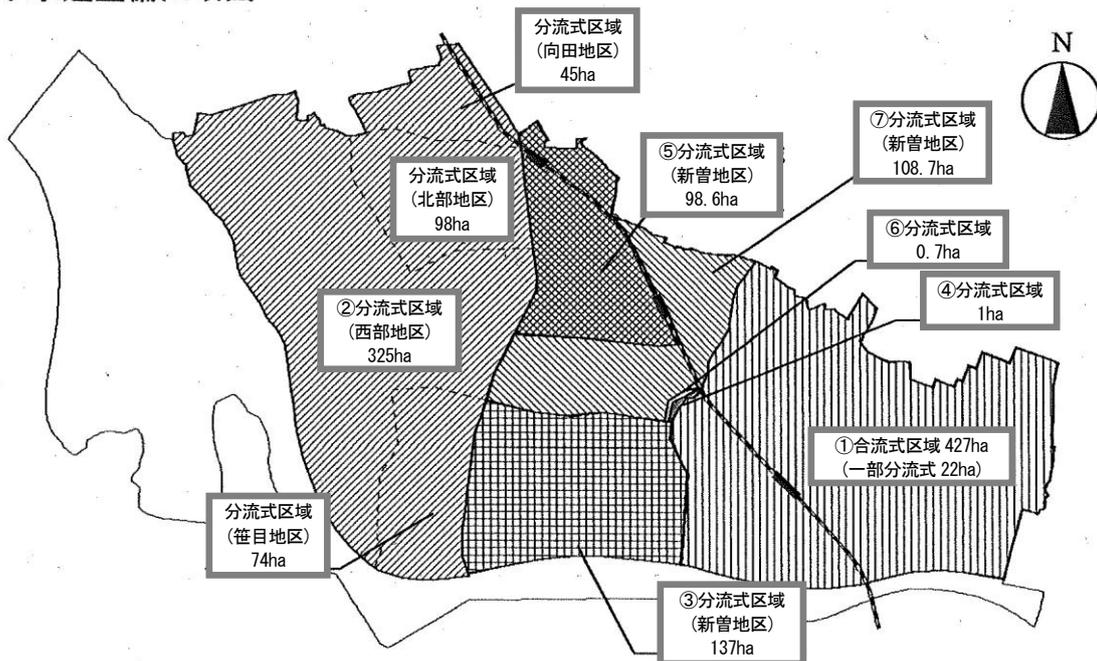
下水道は、家庭や工場で使用された汚水を処理することにより、住民にとって快適で住みよい環境を創り出すために整備する施設である。下水道には生活環境を改善するだけでなく、河川や湖沼等の公共用水域の水質を保全し、また豪雨による雨水の家屋浸水を防除する役割もあり、生活に必要不可欠な施設となっている。

下水道には、市が維持管理している公共下水道と県が維持管理している流域下水道がある。本市の公共下水道はすべて流域下水道に接続され、市西部に位置する荒川水循環センターで浄化され荒川へ排水されている。

また、公共下水道には、汚水と雨水を一つの管で合せて流す合流式と汚水と雨水を別々の管で流す分流式がある。

区域	面積	計画決定告示年月日・番号	事業年度	備考
①	427 ha	S44. 5. 16 建設省告示第 2023 号	S44～S53	合流式 405ha 分流式 22ha
②	542 ha	S47. 9. 13 戸田市告示第 67 号	S44～S55	分流式（汚水）
		S63. 4. 1 戸田市告示第 41 号	S44～H7	分流式（雨水）
③	137 ha	S54. 2. 26 戸田市告示第 34 号	S44～事業中	分流式
④	1 ha	H1. 9. 19 戸田市告示第 87 号	S44～H7	分流式
⑤	98.6 ha	H13. 12. 11 戸田市告示第 165 号	S44～事業中	分流式
⑥	0.7 ha	H16. 3. 15 戸田市告示第 28 号	S44～H16	分流式
⑦	108.7 ha	H20. 3. 25 戸田市告示第 48 号	S44～事業中	分流式

公共下水道整備区域図



(2) 戸田市の下水道事業

本市の下水道事業は生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質の保全、豪雨による浸水を軽減する目的で昭和44年度から事業を実施してきた。

汚水施設は、昭和44年に合流による公共下水道事業認可を受け、市東部地区427haを10ヵ年計画事業として実施した。

昭和45年には下水道事業の飛躍的拡張を目途として受益者負担金制度を採用し、下水道事業に大いに貢献している。

昭和47年度からは、市の中心を流れる笹目川と荒川に囲まれた市西部・北部地区及び一部向田地区の542haについて分流式下水道として拡張追加計画した。本区域は土地改良区並びに区画整理事業であるが、市西部・北部地区については区画整理事業費で実施した。

また、昭和54年度には市中央部に位置する137ha、平成元年度には市中央部既認可区域に隣接した1haについて拡張追加の認可を受けて実施し完了した。

さらに、平成14年度から新たに、新曽土地区画整理地内98.6haに着手し、新曽第一土地区画整理事業の進捗に併せて整備を推進していくと共に、新曽柳原地区の一部0.7haについては平成16年度に完了した。

なお、令和5年度末までに約1,264.3haの区域が整備され、事業計画区域1,315haのうち約96.1%が完了している。

雨水事業については、近年における都市型豪雨による浸水被害の防除や軽減を図るため、浸水被害の発生地区に重点を置き、雨水排水施設整備を実施している。

雨水排水については、下戸田・上戸田地区の405haが合流式下水道で整備済みとなり分流式下水道区域である747.39haのうち、笹目川以西の542haが昭和63年度に、市内中央の一部205.39haが平成19年度に事業認可区域となった。さらに、令和2年度に雨水貯留施設（北大通り）の敷設部において1.39haの区域を拡大し、令和3年度に新曽第一土地区画整理事業地内の区域約99haの拡大を行った。

なお、令和5年度末までに約835.2haの区域が整備され、事業計画区域1,252.46haのうち約66.7%が完了している。

(3) 下水道のあゆみ

昭和39年	2月25日	下水道事業特別会計設定
昭和40年	4月1日	都市計画課下水道係の新設
昭和41年	4月25日	荒川左岸流域下水道組合の設立（川口市、旧鳩ヶ谷市、蕨市、旧浦和市、旧与野市、旧大宮市、上尾市の7市）
昭和42年	1月5日	荒川左岸流域下水道組合に加入
昭和44年	5月1日	建設部下水道課の新設（業務係、施設係）
昭和45年	2月24日	下水道受益者負担金条例の公布
昭和47年	7月1日	戸田市下水道条例の公布
〃	〃	戸田市水洗便所改造資金貸付条例の公布
昭和47年	9月22日	戸田市水道部長に下水道使用料の調定等を委任する規則公布
昭和48年	4月1日	供用開始
昭和48年	8月1日	下水道課の組織改正（業務係、維持係、工事第一係、工事第二係）
昭和49年	7月1日	戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例の公布
〃	〃	戸田市私道排水設備補助条例の公布
昭和51年	3月31日	荒川左岸流域下水道組合の解散（県に移管）
昭和51年	4月1日	荒川左岸南部流域下水道事業推進協議会の設立
昭和51年	11月1日	下水道部となり、下水施設課（計画係・維持係・事業係）、下水業務課（業務係・排水設備係）を新設
昭和62年	8月1日	建設部に組織改正〔下水業務課（業務係・排水設備係）、下水施設課（維持係・事業係）〕
平成10年	9月28日	戸田市下水道排水設備指定工事店規則（昭和47年規則第25号）を全部改正
平成11年	4月1日	都市整備部に組織改正〔下水道課（業務担当・事業担当・維持担当）〕
平成19年	4月1日	戸田市雨水貯留施設設置費補助金交付要綱の施行
平成19年	6月22日	地方公共団体の財政の健全化に関する法律公布（平成21年4月1日から全面施行）
平成19年	12月17日	戸田市上下水道事業経営審議会条例の公布
平成22年	11月1日	戸田市下水道条例及び戸田市下水道排水設備指定工事店規則を一部改正（排水設備検査手数料を廃止し、指定工事店及び責任技術者の登録・更新・再交付手数料を新設）

平成23年	4月	1日	上下水道部に組織改正〔水道業務課、水道施設課、下水道課（業務担当・事業担当・維持担当）〕
平成23年	6月20日		下水道事業法適化計画を埼玉県へ提出（平成26年4月1日適用）
平成25年	12月24日		戸田市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正
平成26年	4月	1日	地方公営企業法の規定の全部を適用し、企業会計方式に移行
〃	〃		業務担当を水道業務課に編入し、上下水道経営課（下水道業務担当）と下水道施設課に組織改正（事業担当・維持担当）
平成28年	4月		上下水道事業包括委託開始 「戸田市下水道ビジョン」、「アセットマネジメント基本計画」、 「経営計画」、「中・長期事業計画」を策定
令和2年	6月	1日	新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策として、下水道使用料の基本料金 4か月分の減免を実施
令和3年	4月	1日	水安全部に組織改正〔総務課、水道施設課、下水道施設課、河川課〕
令和4年	7月	1日	原油価格・物価高騰に対する緊急支援策として、下水道使用料の基本料金 4か月分の減免を実施

戸田市公共下水道事業に関する法手続きの経過

区分	都市計画決定		下水道法事業認可		都市計画法事業認可		合流式区域	分流式区域(汚水)	分流式区域(雨水)	その他
	告示年月日 告示番号	内容	指令年月日 指令番号	告示年月日 告示番号・指令番号	指令年月日 指令番号	告示年月日 告示番号・指令番号				
当初 (昭和44年度)	昭和44年5月16日 建設省告示第2023号	都市計画区域1,315haを合流式下水道計画として新設決定(都計法3・1)	昭和44年10月29日 建設省玉部22号-2	昭和45年3月17日 第248号	427ha合流式区域新規認可 (都計法59・1)	—	—	—	期間 (昭和45年3月17日～ 昭和54年3月31日)	
第1回変更 (昭和47年度)	昭和47年9月13日 市告示第67号	542haを合流式から分流式に変更	昭和47年11月30日 指令下水第452号	昭和47年12月22日 第1781号・指令下水第506-3号	—	542haの追加 (都計法63・1)	—	—	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 昭和56年3月31日)	
第2回変更 (昭和54年度)	昭和54年2月26日 市告示第34号	346haを合流式から分流式に変更	昭和54年4月3日 指令下水第404号	昭和54年4月3日 第584号・指令下水第3号	南部第19号処理分区分内22haを分流式に変更(合流式区域405ha)	137haの追加変更701ha (都計法63・1)	—	—	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 昭和61年3月31日)	
第3回変更 (昭和57年度)	—	—	昭和57年4月9日 指令下水第9号	—	新曹ポンプ場の管径の変更 (径600→700を径800に)	—	—	—	—	
第4回変更 (昭和60年度)	昭和60年12月13日 市告示第116号	—	昭和60年12月10日 指令下水第1202号	昭和60年12月10日 第1930号・指令下水第1199号	—	—	—	—	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 昭和64年3月31日) (都計法63・1)	
第5回変更 (昭和63年度)	昭和63年4月1日 市告示第141号	西部地区542ha雨水計画の認可変更	昭和63年3月24日 指令下水第1657号	昭和63年4月15日 第589号	—	—	—	排水区界・降雨確率年の見直し排水計画の策定(都計法2・1・2)	—	
第6回変更 (昭和63年度)	昭和63年10月11日 市告示第109号	西部地区542haについて笹目川改修計画の変更により雨水幹線・管渠の管径・位置の変更	昭和63年9月30日 指令下水第732号	昭和63年9月30日 第1323号・指令下水第729号	—	—	—	排水区界・降雨確率年の見直し排水計画の策定(都計法63・1)	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 昭和71年3月31日)	
第7回変更 (昭和63年度)	昭和63年12月23日 市告示第127号	新曹ポンプ場の敷地面積を一部変更(法務局戸田出張所用地)・指令下水第1096号	—	昭和64年1月6日 第19号	新曹ポンプ場面積6400→4500m2に変更(都計法21・2)	—	—	—	—	
第8回変更 (平成元年度)	平成元年9月19日 市告示第87号	西部地区542ha雨水排水施設の一部を開渠から暗渠に変更	平成元年9月26日 指令下水第660号	平成元年9月26日 第1227号・指令下水第663号	—	汚水事業区域1haの拡大変更 分流式区域702ha	—	西部地区542haについて雨水の管渠構造の開渠を一部暗渠に見直し	期間 (昭和45年3月17日～ 平成8年3月31日) (都計法63・1)	
第9回変更 (平成7年度)	平成8年3月22日 市告示第31号	—	平成8年3月8日 指令下水第1244号	平成8年3月8日 第329号・指令下水第1247号	—	—	—	—	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 平成13年3月31日) (都計法63・1)	
第10回変更 (平成12年度)	平成13年6月18日 市告示第90号	—	平成13年3月21日 指令下水第1382号	平成13年3月21日 第376号・指令下水第1385号	—	—	—	西部地区雨水の笹目第2排水区・笹目第7排水区の排水系統及び断面の見直し	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 平成15年3月31日) (都計法63・1)	
第11回変更 (平成13年度)	平成13年11月19日 市告示第155号	事務手続きの合理化・円滑化による幹線表示の簡素化に伴う5.4幹線の削除及び3.3雨水吐口の削除	—	平成13年11月30日 第1842号・指令下水第671号	—	—	—	—	—	
第12回変更 (平成14年度)	平成14年6月24日 市告示第194号	—	平成14年6月14日 指令下水第191号	平成14年6月14日 第1161号・指令下水第194号	—	—	—	—	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 平成16年3月31日) (都計法63・1)	
第13回変更 (平成15年度)	平成16年3月15日 市告示第28号	—	平成16年3月5日 指令下水第2528号	平成16年3月5日 第404号・指令下水第2529号	—	—	—	—	—	
第14回変更 (平成18年度)	平成19年3月23日 市告示第35号	—	平成19年3月13日 指令下水第648号	平成19年3月13日 第421号・指令下水第647号	—	南部第24号処理分区分0.7ha拡大変更	—	—	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 平成21年3月31日) (都計法63・1)	
第15回変更 (平成19年度)	平成20年3月25日 市告示第48号	—	平成20年3月18日 指令下水第627号	平成20年3月18日 第386号・指令下水第628号	—	—	—	—	—	
第16回変更 (平成20年度)	平成21年4月1日 市告示第75号	—	平成21年3月24日 指令下水第768号	平成21年3月24日 第448号・指令下水第770号	—	—	—	市内中央部の一部(北大通り南側)206.39ha拡大変更	期間の延伸 (昭和45年3月17日～ 平成25年3月31日) (都計法63・1)	
第17回変更 (平成22年度)	平成23年3月8日 市告示第34号	—	平成23年2月15日 指令下水第672号	平成23年2月22日 第214号・指令下水第673号	—	—	—	—	—	
第18回変更 (平成27年度)	平成28年3月14日 市告示第48号	—	平成27年11月17日 都計第391号	平成28年3月14日 市告示第48号	—	—	—	—	—	
第19回変更 (平成30年度)	—	—	平成30年10月4日 都計第339-1号	—	—	—	—	—	—	

平成27年の下水道法の改正に伴い、下水道施設の取壊及び改築、機能維持に関する方針を通知。これに伴う、都市計画法事業認可手続きは不要。

区分	都市計画決定		下水道法事業認可 指令年月日 指令番号	都市計画法事業認可 告示年月日 埼玉県告示番号・指令番号 ※平成26年度以降は認可機関が市に移管		合流式区域	分流式区域（污水）	分流式区域（雨水）	その他
	告示年月日 告示番号	内容							
第20回変更 (令和2年度)	—	—	令和3年3月1日 下事第474-1号	令和3年3月17日 市告示第130号	下水道施設ストックマネジメント計画及び下水道総合地産対策計画に基づく調査・設計・改築。並びに下水道施設の耐水化の内容を反映		雨水貯留施設の位置付け、及び敷設部1.39ha拡大変更	期間の延伸（昭和45年3月17日～令和7年3月31日） （統計法63・1）	
第21回変更 (令和3年度)	—	—	令和4年3月11日 下事第432-1号	令和4年3月28日 市告示第102号		—	新曽第一土地区画整理事業地内の区域約9.9ha拡大変更及び新曽地区全体の計画見直し	—	
第22回変更 (令和5年度)	—	—	令和6年2月22日 下事第549-1号	令和6年3月6日 市告示第116号		—	従目第9、10排水区砵口にポンプ場を位置付け	—	

戸田市下水道築造認可の内容

行政区域面積 1,817ha

市街化区域 1,337ha
市街化調整区域 480ha

年次	都市計画決定 計画決定内容	下水道法事業認可 認可内容	都市計画法事業認可 認可内容	その他
昭和44年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 1293.00ha 分流式区域 22.00ha ポンプ場 4箇所	認可面積 427.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 22.00ha 管渠延長 92,170m ポンプ場 2箇所 事業費 3,500,000千円	同左	
昭和47年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 969.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 564.00ha 管渠延長 214,250m ポンプ場 2箇所 事業費 8,000,000千円	同左	西・北部542haを合流式から分流式に変更
昭和54年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,106.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 701.00ha 管渠延長 247,480m ポンプ場 2箇所 事業費 20,611,488千円	同左	市中央346haを合流式から分流式に変更
昭和63年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,106.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 701.00ha 汚水管渠延長 247,480m 合流式雨水区域 405ha 分流式雨水区域 542ha 雨水管渠延長 43,002m ポンプ場 2箇所 事業費 32,541,099千円	同左	西部地区雨水542haを取得
平成元年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,107.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 702.00ha 汚水管渠延長 247,980m 合流式雨水区域 405ha 分流式雨水区域 542ha 雨水管渠延長 41,714m ポンプ場 2箇所 事業費 35,372,382千円	同左	分流式区域1ha拡大
平成14年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,205.60ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 800.60ha 汚水管渠延長 249,910m 合流式雨水区域 405ha 分流式雨水区域 542ha 雨水管渠延長 41,714m ポンプ場 2箇所 事業費 47,409,000千円	同左	分流式区域98.6ha拡大
平成16年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,206.30ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 801.30ha 汚水管渠延長 249,910m 合流式雨水区域 405ha 分流式雨水区域 542ha 雨水管渠延長 41,714m ポンプ場 2箇所 事業費 47,409,000千円	同左	分流式区域0.7ha拡大
平成19年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,206.30ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 801.30ha 汚水管渠延長 249,910m 合流式雨水区域 405ha 分流式雨水区域 542ha 雨水管渠延長 41,714m ポンプ場 2箇所 事業費 49,638,000千円	同左	新曽ポンプ場機能維持・向上のため ポンプの台数変更 雨水ポンプ 4台から2台
平成20年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.0ha 主要な汚水管渠延長 16,690m 合流式雨水区域 405.00ha 分流式雨水区域 747.39ha 主要な雨水管渠延長 12,070m ポンプ場 2箇所 事業費 62,989,000千円	同左	分流式区域108.7ha拡大 市中央区域雨水 205.39ha拡大

年次	都市計画決定 計画決定内容	下水道法事業認可 認可内容	都市計画法事業認可 認可内容	その他
平成22年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.0ha 主要な污水管渠延長 16,690m 合流式雨水区域 405.00ha 分流式雨水区域 747.39ha 主要な雨水管渠延長 12,070m ポンプ場 2箇所 事業費 63,967,000千円	同左	合流式緊急改善計画で、 下戸田・新曽ポンプ場に合流 改善施設を追加。 荒川流総計画の上位計画 と整合を図り、人口と汚水量 原単位の見直しを図った。
平成27年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.0ha 主要な污水管渠延長 16,690m 合流式雨水区域 405.00ha 分流式雨水区域 747.39ha 主要な雨水管渠延長 12,070m ポンプ場 2箇所 事業費 63,967,000千円	同左	事業計画目標年度の延伸 及び荒川流総計画の上位計 画と整合を図り、人口と計画 汚水量の見直しを図った。
平成30年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.0ha 主要な污水管渠延長 16,690m 合流式雨水区域 405.00ha 分流式雨水区域 747.39ha 主要な雨水管渠延長 12,070m ポンプ場 2箇所 事業費 63,967,000千円	同左	平成27年度に実施された 下水道法改正に伴い、下水 道施設の設置及び改築、機 能維持に関する方針を追 記。
令和2年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.0ha 主要な污水管渠延長 16,690m 合流式雨水区域 405.00ha 分流式雨水区域 748.78ha 主要な雨水管渠延長 12,070m ポンプ場 2箇所 事業費 69,029,000千円	同左	分流式雨水区域1.39ha拡大 下水道ストックマネジメント 計画及び下水道総合地震対 策計画に基づく調査・設計・ 改築、並びに下水道施設の 耐水化の内容を反映。
令和3年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.0ha 主要な污水管渠延長 16,690m 合流式雨水区域 405.00ha 分流式雨水区域 847.46ha 主要な雨水管渠延長 12,580m ポンプ場 2箇所 事業費 59,300,000千円	同左	分流式雨水区域98.68ha拡大 新曽地区雨水計画につい て、ルート、断面、排水区等 の変更を行った。
令和5年	計画面積 1315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.00ha ポンプ場 2箇所	認可面積 1,315.00ha 合流式区域 405.00ha 分流式区域 910.0ha 主要な污水管渠延長 16,690m 合流式雨水区域 405.00ha 分流式雨水区域 847.46ha 主要な雨水管渠延長 12,580m ポンプ場 2箇所 事業費 60,384,000千円	同左	笹目第9、10排水区吐口に おいて、笹目川の計画高水 位に放流するためのポンプ 場を新設するとともに、ポン プ排水能力は、笹目川の許 容放流量の制限に整合する ものとした。